

## 「令和2年度における就労定着支援状況調査」の結果報告（HP公開版）

仙台市障害者就労支援センター

### I. 調査の目的

「仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画・仙台市障害児福祉計画」に定める数値目標（「就労定着支援事業における就労定着率」等）の到達状況を確認するとともに、仙台市における就労定着支援の現状把握を目的に実施した。

### II. 調査の実施機関

本調査は、仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課及び仙台市障害者就労支援センターが共同で実施した。

### III. 調査対象

仙台市内の障害者福祉サービス事業所のうち、就労定着支援の16事業所を対象に実施した。

### IV. 調査内容

①事業所・施設の概要、②令和3年3月31日から過去3年間（平成30年度から令和2年度）において就労定着支援事業（以下、事業）を利用した者の定着状況等。

### V. 実施方法

仙台市より提供があった調査対象事業所一覧のEメールアドレスに、調査の依頼文と質問紙・回答用紙を添付し、令和3年5月18日に送信して調査の回答を依頼した。

また、調査回収後に、調査内容に無回答や矛盾点（精神障害者保健福祉手帳を所持だが手帳等級はBと回答、離職後の相談支援なしだが離職後の相談支援機関を選択している等）があった場合は、随時電話で内容確認を行った。

### VI. 調査期間

文書では令和3年5月18日～6月1日で回答を依頼したが、回答締切後に未回答事業所に対して電話により回答依頼を行い、令和3年6月18日まで回答を受け付けた。

### VII. 調査の結果と分析

#### 1. 回収率

調査の回収率は100%だった。

## 2. 令和3年3月31日時点から過去3年間における事業利用者の数

令和3年3月31日時点から過去3年間において事業を利用した者は373人だった。過去3年間の事業利用開始者数を年度ごとに表1に示した。なお、事業は平成30年度から施行されており、仙台市から指定された事業所は平成30年度10所、令和元年度3所13所、令和2年度16所と年々増加しているが、利用開始者数はほとんど変化がなかった(表1)。

表1 各年度の事業利用開始者数

平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
127	123	123	373

## 3. 年齢

20歳代と30歳代が各30%強で、40歳代を含めると全体の9割弱を占めた(表2)。

表2 事業利用者の年齢

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
1	123	116	89	41	3
0.3%	33.0%	31.1%	23.9%	11.0%	0.8%

## 4. 性別

男性66.0%、女性34.0%だった(表3)。

表3 事業利用者の性別

男性	女性
246	127
66.0%	34.0%

## 5. 障害種別と障害者手帳の有無・等級

事業利用者を障害別で見ると、精神障害58.7%、発達障害17.2%、知的障害12.9%の順で高かった(表4)。身体障害と回答された26人は全員身体障害者手帳所持、知的障害と回答された48人は全員療育手帳所持、精神障害と回答された219人は精神障害者保健福祉手帳所持212人、手帳なし7人、発達障害と回答された64人は療育手帳所持6人、精神障害者保健福祉手帳所持58人、高次脳機能障害と回答された14人は身体障害者手帳所持6人、精神障害者保健福祉手帳8人、その他と回答された2人は精神障害者保健福祉手帳所持1人、手帳なし1人だった。なお、本調査は障害分類の定義を示していないため、回答者の判断で分類されている。また、重複障害や複数の手帳を所持している場合、主たる障害であると回答者が判断した方を選択してもらった。

表4 事業利用者の障害種別と手帳の有無・等級

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	難病	その他
	26	48	219	64	14	0	2
	7.0%	12.9%	58.7%	17.2%	3.8%	0.0%	0.5%
身体1級	3				2		
身体2級	11						
身体3級	6				2		
身体4級	4				2		
身体5級	1						
身体6級	1						
知的B		48		6			
精神1級			6	1	1		
精神2級			93	22	4		
精神3級			109	35	3		1
精神等級不明			4				
手帳なし			7				1

#### 6. 事業開始前に利用していた直近の障害福祉サービス

事業の対象者は「就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者」とされているが、事業開始前に利用していた直近の障害福祉サービスを尋ねたところ、自法人の移行支援（事業を実施している法人が運営している就労移行支援事業所）が92.8%、他法人の就労移行（事業を実施している法人以外が運営している就労移行支援事業所）が5.6%、A型（就労継続支援A型事業所）が0.5%、B型（就労継続支援B型事業所）が1.1%だった（表5）。

表5 事業開始前に利用していた直近の障害福祉サービス

自法人の就労移行	他法人の就労移行	A型	B型
346	21	2	4
92.8%	5.6%	0.5%	1.1%

#### 7. 一般就労してから事業利用開始までの期間

事業の対象者は「一般就労後6月を経過した者」とされているが、一般就労してから事業利用開始までの期間を尋ねたところ、6ヵ月以上7ヵ月未満が49.1%で全体の1/2を占め、1年未満でみると76.2%で全体の3/4を占めた（表6）。

一般就労1年以上経過後に事業利用開始した者が89人いたが、89人中70人は事業所が事業を始めた年度の利用者だった。

なお、6ヵ月未満の者が4人いたが、これらの者はすべて一般就労後5ヵ月を経過していた。

表6 一般就労してから事業利用開始までの期間

6ヵ月未満	6ヵ月以上 7ヵ月未満	7ヵ月以上 1年未満	1年以上1年 6ヵ月未満	1年6ヵ月以 上2年未満	2年以上2年 6ヵ月未満	2年6ヵ月以 上3年未満	3年以上 4年未満
4	183	97	41	24	14	6	4
1.1%	49.1%	26.0%	11.0%	6.4%	3.8%	1.6%	1.1%

#### 8. 事業開始時の1週間当たりの労働時間

事業開始時点の1週間当たりの労働時間は、30時間以上60.9%、20時間以上30時間未満35.9%、障害者雇用率に算定されない20時間未満は計2.9%だった(表7)。

表7 事業開始時の1週間当たりの労働時間

30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満	10時間未満	不明
227	134	9	2	1
60.9%	35.9%	2.4%	0.5%	0.3%

#### 9. 事業開始時の雇用期間の定め

事業開始時の雇用期間の定めを尋ねたところ、雇用期間の定めあり(更新の可能性あり)86.2%、常用雇用(雇用期間の定めなし)11.8%だった(表18)。

なお、障害者雇用率の対象となるには常用雇用労働者で週20時間以上労働であることが条件となるが、雇用期間の定めがあっても更新の可能性があると、常用雇用労働者と見なすことができる。常用雇用(雇用期間の定めなし)か雇用期間の定めあり(更新の可能性あり)で、かつ週20時間以上労働の者は373人中355人(95.2%)だった。

表8 雇用期間の定め

常用雇用 (雇用期間の定めなし)	雇用期間の定めあり (更新の可能性あり)	雇用期間の定めあり (更新なし)	雇用期間の定めあり (更新の可能性不明)	不明
44	322	4	0	3
11.8%	86.2%	1.1%	0.0%	0.8%

## 10. 主に従事している仕事

主に従事している仕事内容を簡潔に自由記述してもらったところ、177 種類の回答があった。177 種類の回答を「管理・専門職」「SE 等 (IT 技術者など含む)」「事務」「事務補助 (データ入力・事務機器操作含む)」「販売 (営業・接客・レジ含む)」「介護等 (障害者支援・職業指導員などの対人支援含む)」「調理・調理補助」「製造」「品出し・商品整理・検品」「倉庫内ピッキング作業」「清掃・環境整備」「その他の身体作業 (労務作業含む)」「その他」の 13 種類に分類した。自由記述には、「事務補助・清掃など」のように複数の職務を記載している回答もあったが、最初に回答された職務内容で分類した。

なお、「管理・専門職」には経理の部内総括と土質試験を分類した。厚生労働省編職業分類 (以下、職業分類) によると、「SE 等」は「専門的・技術的職業」に分類されるが、近年の IT 関連の求人の伸びなどを考慮し、「管理・専門職」とは別にした。職業分類上「運搬・清掃・包装等の職業」に分類される「品出し・商品整理・検品」「倉庫内ピッキング作業」「清掃・環境整備」及び「その他の身体作業 (労務作業含む)」の大部分についても同様の考えで分類計上した。また、「事務」と「事務補助」も職業分類上「事務的職業」に分類されるが、これらに従事する者が多く、具体的な内容がより明確になった方がよいと考え、自分で判断する要素がある程度含まれていると想定されるものを「事務」、上司の指示通りに作業を行い自分の判断があまり含まれないと想定されるものを「事務補助」に分類した。ただし、自由記述で「事務」とだけ記載している回答が多数あり、すべて「事務」に分類したが、「事務」とだけ回答されている場合、どの程度自己判断が求められるのかははっきりせず、「事務補助」との境界が明確ではない面もある。

以上の考えに基づき分類した結果、「事務」の割合が 31.9%で最も高く、次いで「事務補助」20.4%、「清掃・環境整備」9.1%などだった (表 9)。なお、「品出し・商品整理・検品」「倉庫内ピッキング作業」「清掃・環境整備」及び「その他の身体作業」を「運搬・清掃・包装等の職業」としてまとめると 25.2%になる。職業分類上の「事務的職業」(本調査の「事務」と「事務補助」が該当) と「運搬・清掃・包装等の職業」を併せると 8 割弱になった。

表 9 事業利用者が主に従事している仕事内容

管理 ・ 専門 職	SE 等	事務	事務 補助	販売	介護 等	調理 ・ 調理 補助	製造	品出 ・ 商品 整理 ・ 検品	倉庫 内ピ ッキ ング 作業	清掃 ・ 環境 整備	その 他の 身体 作業	その 他
2	5	119	76	11	20	7	11	15	13	34	32	28
0.5%	1.3%	31.9%	20.4%	2.9%	5.4%	1.9%	2.9%	4.0%	3.5%	9.1%	8.6%	7.5%

## 11. 事業開始後の労働条件などの変更状況

事業開始後に労働条件などの変更があったか尋ねたところ、変更あり 23.1%、変更なし 76.9%だった(表 10)。

変更ありの 86 人について、変更内容を具体的に記載してもらったところ、勤務時間増が 32 人で最も多く、次いで、勤務時間増・昇給 15 人、昇給 14 人、正社員登用 12 人、本人の体調や状況に合わせた労働時間の増減 4 人などだった(表 10-2)。

正社員に登用された者が 373 人中 12 人 (3.2% : 373 人の中には初めから正社員の者も含まれていると考えられる、それらの者を除外すると、正社員登用の割合は更に高くなる可能性もある) いたことは注目される。

表 10 事業開始後の労働条件などの変更の有無

変更あり	変更なし
86	287
23.1%	76.9%

表 10-2 労働条件などの変更内容

勤務時間増	32
勤務時間増、昇給	15
昇給	14
正社員登用	12
本人の体調・状況に合わせた労働時間の増減	4
無期雇用転換	1
無期雇用転換、昇給	1
勤務時間増、勤務日数増	1
勤務日増	1
勤務内容変更	1
勤務時間帯と勤務日の変更	1
勤務時間減	1
勤務先閉店による異動	1
部署変更	1

## 12. 定着支援時の主な連携機関

定着支援で連携した主な機関を 1 ヶ所あげてもらったところ、なし 64.1%、相談支援事業所 26.3%、はたらポート (仙台市障害者就労支援センター) 4.3%などだった(表 10)。

表 11 定着支援時の主な連携機関

相談支援事業所	はたらポート	医療機関	職業センター	その他	なし
98	16	5	4	11	239
26.3%	4.3%	1.3%	1.1%	2.9%	64.1%

### 13. 雇用継続の状況

令和3年3月31日時点での雇用継続の状況を尋ねたところ、雇用継続中78.3%、雇用継続中だが休職中0.5%、一旦離職したが転職して雇用継続中1.3%だった(表12)。

表 12 雇用継続の状況 (令和3年3月31日時点)

雇用継続中	雇用継続 (休職中)	転職して雇用継続	離職
292	2	5	74
78.3%	0.5%	1.3%	19.8%

### 14. 就労期間

就職日から令和3年3月31日時点までの就労期間(離職した者は就職日から離職日までの期間)を表13に示した。

表 13 就労期間

6ヵ月以上 1年未満	1年以上1年 6ヵ月未満	1年6ヵ月以 上2年未満	2年以上2年 6ヵ月未満	2年6ヵ月以 上3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
60	60	65	61	61	39	22	5
16.1%	16.1%	17.4%	16.4%	16.4%	10.5%	5.9%	1.3%

### 15. 支援期間

支援開始日から令和3年3月31日時点までの支援期間(離職した者は就職日から離職日までの期間)を表14に示した。

表 14 支援期間

6ヵ月未満	6ヵ月以上 1年未満	1年以上 1年6ヵ月未満	1年6ヵ月以上 2年未満	2年以上 2年6ヵ月未満	2年6ヵ月以上 3年未満
72	93	59	53	72	24
19.3%	24.9%	15.8%	14.2%	19.3%	6.4%

## 16. 離職理由

離職理由を1つ回答してもらった（質問紙には、「離職理由が複数ある場合、最大2つまで」としていたが、回答用紙の作成ミスで離職理由は1つしか回答できなかった）。病気による体調不良 32.4%、職場の人間関係 23.0%、職務遂行上の課題 14.9%、雇用期間満了（更新の可能性がある契約だったが本人希望で離職）9.5%、雇用期間の期間満了（更新の可能性がある契約だったが会社都合で離職）6.8%、その他は雇用期間満了（更新の可能性がない契約）、会社の配慮不足、会社倒産、家庭の都合、資格取得を目指し進学、転職希望、通勤時の負担・業務内容への飽き、会社提示と本人の希望勤務時間数の違いなどだった（表 15）。

表 15 離職理由

病気による 体調不良	職場の 人間関係	職務遂行上の 課題	雇用期間満了 (本人希望)	雇用期間満了 (会社都合)	その他
24	17	11	7	5	10
32.4%	23.0%	14.9%	9.5%	6.8%	13.5%

## 17. 離職後の相談支援の有無

離職後の対応について離職者と相談する機関・施設があったか尋ねたところ、あり 78.4%、なし 21.6%だった（表 16）。

相談する機関・施設があったと回答された 58 人中 32 人が自施設（事業実施事業所）で最も多く、次いで相談支援事業所 20 人、定着支援事業開始前に利用していた障害福祉サービス事業所、B型事業所、HW（ハローワーク）が各 2 人だった（表 17）。

表 16 離職後の相談支援の有無

あり	なし
58	16
78.4%	21.6%

表 17 離職後の相談機関・施設

自施設	相談支援事業所	事業開始前に利用していた 障害福祉サービス事業所	B型	HW
32	20	2	2	2
55.2%	34.5%	3.4%	3.4%	3.4%

## 18. 事業利用者の就労定着率（事業利用開始後 1 年定着率、2 年定着率）

事業利用開始後 1 年定着率は、平成 30 年度利用開始者で 82.7%、令和元年度利用開始者で 83.7%だった。また、他法人の移行支援もしくは A 型や B 型を利用後に事業利用した者が



平成 30 年度 1 人、令和元年度 9 人いたが、それらの者の 1 年定着率は 100%だった(表 18)。また、平成 30 年度利用者開始者の 2 年定着率は 72.4%だった。他法人を利用していた者で事業利用した者の 2 年定着率は 100%だった(表 18-2)。

表 18 事業利用者の 1 年定着率

	平成 30 年度	他法人の 移行支援 等利用者	令和元 年度	他法人の 移行支援 等利用者
利用開始者数	127	1	123	9
雇用継続数	105	1	103	9
離職数	22	0	20	0
1 年定着率	82.7%	100%	83.7%	100%

表 18-2 事業利用者の 2 年定着率

	平成 30 年度	他法人の 移行支援 等利用者
利用開始者数	127	1
雇用継続数	92	1
離職数	35	0
2 年定着率	72.4%	100%

## 19. 各事業所の状況

事業実施する 16 事業所ごとのデータを表 19 (別紙エクセル) に示した。事業指定年度の早い順で並べ、指定年度が同じ場合は利用者数が多い順に示した。以下に、各項目の最小値と最大値を示したうえで、若干の補足を加える。

利用者は最小 5 人～最大 60 人だった。事業の指定年度が異なるため単純な比較はできないが、H30 年度開始の 10 所に限定しても 40 人以上 3 所、30～39 人 3 所、20 人～29 人 1 所、10～19 人 2 所、10 人未満 1 所と幅があった。

利用者の障害状況では、精神障害が最も多い事業所が 13 所、うち 4 所は精神障害が 7 割以上を占めた。一方、発達障害が最も多い事業所は 2 所 (うち 1 所は発達障害の利用割合 100%)、高次脳機能障害が最も多い事業所は 1 所 (高次脳機能障害の利用割合 77.8%) だった。

各年度の支援開始者数は、平成 30 年度 (事業所 10 所) は最小 3 人～最大 37 人、うち 15 人以上 3 所、5～14 人 3 所、5 人未満 4 所だった。令和元年度 (事業所 13 所) は最小 1 人～最大 17 人、うち 15 人以上 3 所、5～14 人 7 所、5 人未満 3 所だった。令和 2 年度 (事業所 16 所) は最小 0 人～最大 17 人で、15 人以上 2 所、5～14 人 11 所、5 人未満 2 所だった。

各年度の事業開始後の 1 年定着率は、平成 30 年度 (対象事業所 10 所) は最小 66.7%～最大 100%、うち 80%以上 6 所だった。令和元年度 (対象事業所 13 所) は最小 66.7%～最大 100%、うち 80%以上 8 所だった。

平成 30 年度の事業開始後の 2 年定着率は、最小 40%～最大 100%で、うち 80%以上は 5 所、1 年定着率と 2 年定着率が同じ (1 年定着した事例は、2 年経過まで一人も離職していない) 事業所が 10 所中 5 所あった。